



令和 5 年 1 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

毎年恒例！令和 4 年の事件簿！

毎年恒例となりました、三上努の令和 4 年の事件簿！ベスト 5 の発表となります。

【第 5 位 インボイス！】

業務の話ですが、いよいよインボイス事業者の登録が始まりました。来年からはいよいよ運用も始まります。かなり大きな波ですので、色んな影響が出てくると思います。ちょっと心配です。

【第 4 位 少し痩せた！と思ったら、太って、また少し痩せた！】

昨年 5 年ぶりに 72 キロ代に突入しましたと報告したら、今年はまた 78 キロまで戻り、来年の春日井新春マラソンに向けてダイエットを現在頑張っており、何とか 74 キロまで落としました。円相場と同じで変動激しいっす。

【第 3 位 コロナの猛威！そして私は・・・】

ようやく終息が見えてきたのかと思ったら、また数も増えてきまして心配です。我が家でも春頃、感染が発生しました。しかーし、私はと言えば、家族で唯一コロナにかからず元気な一年でした！

【第 2 位 税理士現る！】

弊社の従業員が、11 月末の税理士試験の合格発表にて見事合格しました！登録に少しかかるかと思いますが、登録した際には、よろしくお願いします！

【第 1 位 スポン裂ける！】

今年の秋頃、子どもと一緒に公園で遊んでいました。かくれんぼで、柵を登ろうと太ももを上げた瞬間ピリッという音が！なんと！お尻のところが 15 センチ位裂けてしまいました！ちょっと恥ずかしい思いをしながら、まあいっかと、普通にデニースでお尻隠しながら夕食（笑）楽しい思い出が出来ました。

本店
便り

新年！インボイス制度の申請期日迫る...

文責：亀田

あけましておめでとうございます。お正月はいかがお過ごしでしたか？今月の話題は 2 つ。

【1】新しい年になり、今年の 10 月からインボイス制度が始まります！

インボイス制度初日(10 月 1 日)から適用する場合の申請期日は **3 月 31 日** になります。期日後の申請ですと、インボイス制度初日から適用できない可能性がありますので、お早めに担当とご相談ください。

登録申請されたお客様は請求書や領収書の記載事項変更等のご準備をお願い致します。

(制度初日より前から登録番号を記載して頂いても問題ございません。)

ご不明な点等ございましたら担当までお申し付けください。



【2】国外居住親族の扶養控除の要件の改正、令和 5 年分以降の所得税から適用！

以前の DR.tax(令和 4 年 6 月号)でご紹介しましたが、国外居住親族の扶養控除の要件の改正について改めてご紹介いたします。従業員に、外国人労働者や親族が長期留学しているという方がいらっしゃる場合は再度ご確認ください、担当にご連絡ください。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

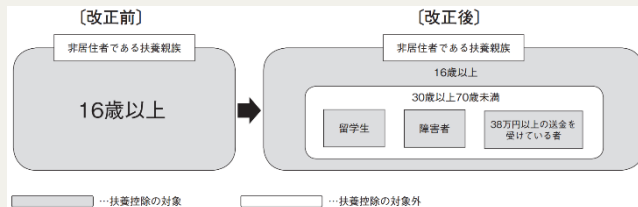
今回、日本国外に居住する扶養親族のうち 30 歳以上 70 歳未満の者が除外されることになりました。ただし例外として、このうち、下記のいずれかに該当する者については、扶養控除の適用対象となります。

(ア) 留学により非居住者となった者

(イ) 障害者

(ウ) その適用を受ける居住者から生活費又は教育費に充てるための支払を年 38 万円以上受けている者

※年齢は 12 月 31 日現在。16 歳以上 30 歳未満と年齢 70 歳以上は従来通り適用対象



※出典：国税庁 令和 3 年版 源泉徴収のあらまし

今年(令和 5 年)分以降の所得税から適用されるので、該当される方は担当にお申し付けください。必要書類が追加となる場合もございます。詳しい内容は下記サイトもご参照ください。

ご不明な点等ございましたら担当までお申し付けください。

【参考】

DR.tax(令和 4 年 6 月号)「本店便り」

<http://taxer.info/taxernews/uploads/202206.pdf>

国税庁「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>

インター
店
便り

ぴよんっと飛躍する一年になりますように🐣

文責：大脇



寒の入りを迎え、冷氣日増しに深まるこの頃いかがお過ごしでしょうか。年も改まり、みなさまにはこれまで以上にご満足いただけるようにとスタッフ一同気持ちを新たにしております。本年もよろしくお願いいたします。

お正月の楽しみの一つ「おせち」も、昔とだいぶ変わったなあと感じています。わが家は昔は母が一つ一つ手作りをしていましたが、ある年から中身だけスーパーで買ったものを重箱に詰められたものになり、気づけば今では箱入りのものを買っています。今は中華風や洋風等多くの種類の種類があって食べ飽きないですよ☺

「おせち」はもともと暦上の節句を指し、季節の変わり目に祝い事を行う「節（せち）」の日に食べる料理だったそうです。平安時代の朝廷では、正月などの 5 つの季節の変わり目ごとに「五節絵（ごせちえ）」を開催し、おめでたい日に特別な料理を用意していたとか。江戸時代に庶民に広まったことで現在はお正月に食べる料理を「おせち」と呼ぶようになったそうです。私はおせちの中でも田作りが大好き♡です。カタクチイワシの稚魚で作られている田作り。イワシは畑を耕す肥料として使われており、田んぼが豊作になるといわれていたことから、豊作を祈願する意味があるそうです。今年もよいお米ができますように🐣

お米といえば、先月フードバンクへわが家の玄米を寄付してきました。

SDGs や生活困窮支援で注目されているフードバンク。安全に食べられるのに、梱包の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体等へ無償で提供する活動をいいます。



貧困世帯で暮らしている子どもの数は 7 人に 1 人で、OECD 諸国の平均と比べて相対貧困率が年々高くなっている日本。今一度「もったいない」精神と「助け合い」精神でみんなが笑顔になれるといいなと思います。春日井市ですと、「フードバンクかすがい」として食品寄付の受付場所が 6 カ所設置されています。その一つがイーアス春日井の無印良品にあります。よろしければご利用ください。

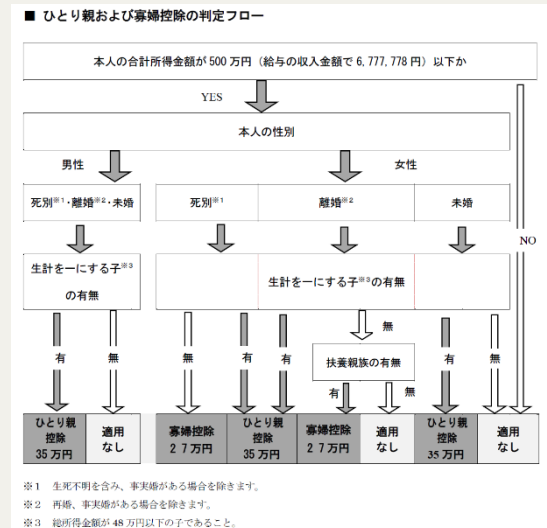
<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

さて、事務所は年末調整も終わり、いよいよ3月15日の確定申告に向けてますます忙しくなってきました。

ここで「ひとり親控除」と「寡婦控除」との違いをおさらいします。ひとり親控除は、2020年（令和2年）からはじまった新しい所得控除です。基本的な内容はこれまでの寡婦控除と似ていますが、現代のシングルマザー、シングルファザーの状況に合わせた、より使いやすい所得控除として創設されました。

該当する場合、判定に悩まれた場合は担当者まで…。



振替納税について

文責：恩田

新年が明け、確定申告も近づいてまいりましたので**個人事業者の**所得税、消費税の納付に便利な「振替納税」についてご紹介いたします。

「振替納税」は、ご指定の預金口座からの引落により納付する手続であり、税務署や金融機関に赴くことなく納税ができるといった便利なものとなっております。ご利用に際しては、事前にご希望の預金口座の金融機関または税務署へ口座振替依頼書をご提出いただく必要があります、処理に時間が掛かるため納期限の間近ではなく、お早めのご検討をお勧めいたします。

なお、預金残高が1円でも不足していると振替納税ができず、納期限の翌日から延滞税が発生することとなりますのでご注意ください。

また、「振替納税」をご利用いただく場合、確定申告分については振替日と納期限が異なりますのでこちらにもご注意ください。（振替日につきましては〈図表1〉をご参照ください）

今回は個人事業者の便利な納税手続をご紹介しましたが、法人のお客様につきましても、「ダイレクト納付」、「インターネットバンキング」、「スマホアプリ納付」、「クレジットカード納付」などの便利な電子納税手続がありますので、ご興味がありましたら各担当者までお問い合わせください。

〈図表1〉

【申告所得税及び復興特別所得税】		
【令和4年度】		
納期等の区分	納期限	振替日
確定申告	令和5年3月15日	令和5年4月24日
【消費税及び地方消費税】		
【令和4年度】		
納期等の区分	納期限	振替日
確定申告	令和5年3月31日	令和5年4月27日

※振替納税は期限内の確定申告、予定納税、中間申告が対象であり、期限後の申告や修正申告では利用できません。

【参考資料】

国税庁「振替納税のお勧め」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/osirase/9201.htm#:~:text>
 e-Tax 国税電子申告・納税システム「電子納税」 <https://www.e-tax.nta.go.jp/nozei.html>

行楽
日記

京都旅行

文責：倉橋

お盆休みに京都に行ってきました。どこもたくさんの人でにぎわっていました。

まずは伏見稲荷大社へ。京都らしい朱塗りの鳥居が有名な千本鳥居を通して参拝しました。

お稲荷さんの総本山ということで、境内のあちこちにきつねの姿がありました。実は社が建つ稲荷山全体が神域ということで境内はとても広く、全部まわろうとすると2時間ほどかかるそうです。



次に祇園にある漢検漢字博物館、漢字ミュージアムに行きました。

2016年に開館した施設で、漢字の体験型ミュージアムです。中に入ると、正面に毎年清水寺で書かれている「今年の漢字」が展示されていました。2021年の「金」の字です。

横の壁は1階から2階にかけての吹き抜けとなっていて、たくさんの漢字で埋め尽くされていました。なんと5万字もあるそうです。自分の名前を探しましたが全部見つからず…残念でしたが楽しかったです。

漢字の成り立ちが学べるようなコーナーに、漢字を使って遊べるコーナーに、と盛りだくさんでした。

翌日は嵐山へ。のんびりと竹林を散策したりお土産を見たりした後、トロッコ列車に乗りました。

夏でも風が気持ちよく、保津峡の景色がとてもよかったです。終点までの25分があっという間でした。



京料理にお漬物、抹茶のスイーツに、とおいしいものもたくさんで、気分転換のいい旅行になりました。

1月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分) **納付期限…1月中において各自治体の条例で定める日**
- ・源泉所得税(7月～12月分) 納期限の特例を受けている者の納付 **納付期限…1月20日(金)**
- ・固定資産税の償却資産に関する申告 **申告期限…1月31日(火)**
- ・源泉徴収票の交付、支払調書・給与支払報告書の提出 **期限…1月31日(火)**
- ・11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉 **申告期限…1月31日(火)**
- ・5月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) **申告期限…1月31日(火)**

無料経営相談について

誠に勝手ながら、本年3月までの期間、
無料経営相談は **お休み** させていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。お困りのことがございましたら、担当者までご連絡ください。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info